

日本人等 大学院生 及び「高等教育の修学支援 新制度」の要件を満たさない学部生

2022年度入学料徴収猶予

申請書類の配付及び申請受付の期間について

以下のとおり申請書類の配付及び申請の受付を行いますのでお知らせします。

1. 対象者：次の一つに該当する大学院生及び学部生（学部生については、「高等教育の修学支援新制度」の要件を満たさない者。「高等教育の修学支援新制度」の予約採用者や申請予定者については別様式による申請となります）

- （1）経済的理由により納付期限までに納付が困難で有り、かつ、学業優秀と認められる者
- （2）（1）以外の者で、入学前1年以内において、学資負担者が死亡し、又は本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納付期限までに納付が困難であることを認められる者
- （3）（2）に準ずる場合で、相当と認める事由がある者

2. 申請書類の配布

①ホームページからダウンロード

「2022年度入学料徴収猶予申請要領」（日本人等 大学院生及び「高等教育の修学支援新制度」の要件を満たさない学部生用）

http://www.tufs.ac.jp/student/tuition_scholarship/exemption02.html#Anc012

②郵送での請求

申請書類を郵送で請求する場合は、140円分の切手を貼付した返信用封筒（角形2号）を同封し、その封筒に、学籍番号（または受験番号）、氏名、郵便番号、住所、に加えて、「**2022年度入学料徴収猶予願請求**」と朱書きで明記してください。

ただし、郵送での請求は入学手続受付開始日の前日までに学生課に届く場合に限りします。

3. 申請書類の受付

○受付期間：入学手続受付期間・時間と同じ（郵送で申し込む場合は、入学手続書類に同封してください。）

○受付場所：本部管理棟（事務棟）1階学生課窓口

4. 留意事項

- ・原則として代理申請は認めませんので、本人が申請してください。
- ・やむを得ない事情により期限までに申請できない場合は、**必ず事前に**学生課に相談してください。**入学料徴収猶予申請をせずに入学料の振込をしなかった場合は、入学手続は完了にはなりません。**

2021年12月

東京外国語大学 学生課

TEL 042-330-5174